

16川監公第15号

平成16年12月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成16年7月12日付け16川監公第10号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 館 健 三

同 奥 宮 京 子

同 本 間 悦 雄

同 西 村 英 二

平成16年10月29日

川崎市監査委員 舘 健 三 様
同 奥 宮 京 子 様
同 本 間 悦 雄 様
同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成16年7月12日付け16川監報第4号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成16年度定期監査結果に対する措置状況

1 前渡金の精算を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

前渡金については、川崎市金銭会計規則により、前渡金管理者は、用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに所管収入役に提出しなければならないとされているが、臨時的任用職員に係る賃金の支払において、前渡金による支出の精算を行っていない事例が見受けられたので、規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

（環境局緑政部公園緑地課、中部公園事務所）

【措置の内容】

臨時的任用職員に係る賃金の支払については、川崎市金銭会計規則に則り用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに所管収入役に提出することを周知徹底しました。

2 使用承認等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市都市公園条例施行規則より、公園事務所長は有料施設の使用を承認したときは、有料施設使用券を交付することとされ、さらに、有料施設を使用する際の使用料は、有料施設使用券交付の際徴収することとされているが、等々力緑地屋内野球練習場の使用において、事前に行うべき承認を使用後に行い、使用料を事後に徴収している事例が見受けられたので、有料施設の使用承認、使用料徴収の時期等について、規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

(環境局中部公園事務所)

[措置の内容]

都市公園条例及び同施行規則に則り、有料施設の使用においては、使用前に規則に定める承認を行うこと、また、有料施設使用券交付の際に使用料を徴収することを周知徹底しました。

3 委託契約業務と嘱託医の職務を区分すべきもの

[指摘の要旨]

恵楽園の入所者に対して実施している健康診断業務は、入所者の健康管理を目的として任用している嘱託医との間で別途委託契約を締結しているが、当該健康診断は、嘱託医の勤務日に実施されており、本来の嘱託医の職務である入所者の診察と重複する部分がみられるので、当該委託契約の業務と嘱託医の職務を明確に区分されたい。

(健康福祉局恵楽園)

[措置の内容]

恵楽園の入所者に対して実施している健康診断業務については、嘱託医の職務に含め

ることにより明確に区分けを行い、当該委託契約については締結しないこととしました。

4 薬品類の保管管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

薬品類については、向精神薬を施錠機能のない保管庫に保管している事例、劇薬を他の薬品と区別せずに保管している事例、薬品類の消耗品出納簿及び物品交付請求書を作成していない事例等が見受けられたので、関係法令に基づき、保管管理を適正に行われたい。

また、期限切れの薬品を大量に保管している事例が見受けられたので、使用量を考慮し、計画的に購入されたい。

(健康福祉局恵楽園、介護老人保健施設三田あすみの丘)

[措置の内容]

薬品類の保管管理については、施錠のある保管庫に保管する等の改善を行い、また、薬品類の消耗品出納簿等の未作成については、様式の作成を行い、それに基づき交付するよう改め、関係法令に基づき、適正な保管管理を行うこととしました。

また、薬品の購入に当たっては、購入予定品目の現在の在庫量を確認し、今後の使用量を考慮して、必要最小量の購入を行うこととしました。

5 事業の執行について検討すべきもの

[指摘の要旨]

長寿荘においては、生きがいと創造の事業として、盆栽、鎌倉彫などの講座を実施している。同事業の運営要綱より、材料費等の実費は徴収するとしているにもかかわらず、実際には受講者から全く実費を徴収していなかったため、規定に基づき徴収されたい。

また、当該事業は、参加者を公募しているが、年々応募者の減少が見られ、限られた者に対する事業となっていることから、事業の在り方について検討されたい。

(健康福祉局長寿荘)

[措置の内容]

材料費等の実費徴収については、受講生に運営要綱の説明を行い、規定に基づき受講者から徴収することとしました。

また、事業の在り方については、今後、参加者アンケートを行い、新しい講座方法を検討してまいります。

6 工事請負契約のかし担保期間を適正に設定すべきもの

[指摘の要旨]

共同事務所污水管・雨水管補修工事については、工事の内容が集水ます設置、取付管布設、宅内雨水ますの設置などコンクリート構造物等の設置工事であり、川崎市契約規則により、かし担保期間は2年とされているにもかかわらず、港湾局が定める設計・積算実務要覧により補修工事であるとしてかし担保期間を6か月としていたので、工事請負契約の締結に当たっては、工事名称ではなく工事の内容に応じた適正なかし担保期間を設定されたい。

(港湾局港湾振興部庶務課)

[措置の内容]

工事請負契約の締結に当たっては、工事の内容に応じた適正なかし担保期間を設定することを周知徹底しました。

7 産業廃棄物運搬処理委託の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

産業廃棄物の運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令において、最終処分場の場所の所在地、最終処分の方法等は委託契約書に含むべき事項とされているが、産業廃棄物処理業務委託において、委託契約書に最終処分場の場所の所在地等が記載されていなかったため、産業廃棄物の運搬、処分等の委託契約書の作成に当たっては、当該処分を予定している最終処分場を記載するよう改善されたい。

(港湾局港湾振興部庶務課)

[措置の内容]

産業廃棄物の運搬、処分等の委託契約書の作成に当たっては、当該処分を予定している最終処分場を記載することを周知徹底しました。

8 委託契約書の作成を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市港湾振興会館管理委託については、港湾振興会館等の管理運営に加え、東扇島内の公園、緑地、歩道の除草、せん定及びごみ収集等を委託しているが、委託業務の具体的な内容を定めた仕様書には除草、せん定、ごみ収集等の実施回数が記載されていなかったため、契約の締結に当たっては、疑義が生じることのないよう適正な契約書を作成されたい。

(港湾局港湾振興部企画振興課)

[措置の内容]

契約の仕様書を作成する際には、契約の主要項目について記載漏れがないよう、また、そのことにより契約内容について疑義が生じることのないよう周知徹底しました。

9 時間外勤務命令の見直しを行うべきもの

[指摘の要旨]

守衛業務を担当する職員に対して、月曜日から金曜日まで毎日1名に一律30分（午後5時から午後5時30分まで）の時間外勤務命令を行っている。午後5時以降は非常勤嘱託員が守衛業務を行い、引継業務を想定してその勤務時間は午後4時45分からとなっているものの、15分間で引継業務を行うことができないことを時間外勤務命令の理由としている。常に引継業務に45分もの時間を要していることから、引継方法を改善するなど業務の効率化を図り、時間外勤務命令の見直しを行われたい。

(高津区役所区民生活部総務課)

[措置の内容]

守衛業務の引継については、引継方法の見直し等により業務の効率化を進め、原則として勤務時間内に行えるよう改善を図りました。

10 業務委託契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

高津地区親子運動会の実施に伴う業務委託等において、仕様書に委託業務の内容が具体的に記載されていない事例並びに仕様書、見積書及び報告書の内容が一致していない事例が多数見受けられたので、業務委託契約の実施に当たっては、業務内容について確認、検討の上、仕様書を作成するとともに、関係書類に基づいた適正な検査を行われたい。

(高津区役所区民生活部総務課、同地域振興課)

[措置の内容]

業務委託契約の実施に当たっては、業務内容について確認、検討の上、仕様書を作成するとともに、関係書類に基づいた適正な検査を実施することを周知徹底しました。

11 切手の保管管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

切手については、保管場所を分散し在庫管理が不十分な事例及び必要数量を大幅に超えて保管している事例が見受けられたが、切手は換金性の高い物品であり厳重な保管が求められるので、適正な管理を行われたい。

(高津区役所区民生活部区民課、橘出張所)

[措置の内容]

切手については、在庫管理を一括して管理するとともに、計画的な執行を行うように改め、適正な管理を行うこととしました。

12 前渡金の精算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

毎月必要とする前渡金については、川崎市金銭会計規則により、前渡金管理者は翌月7日までに前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに所管収入役に提出しなければならないとされているが、生活資金貸付金について前渡金の精算が著しく遅

延していた事例が見受けられたので、規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

(高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課)

[措置の内容]

生活資金貸付金に係る前渡金の精算については、川崎市金銭会計規則に則り翌月7日までに前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに所管収入役に提出することを周知徹底しました。

13 補修工事契約にかし担保を設定すべきもの

[指摘の要旨]

工事契約を締結する場合のかし担保については、川崎市水道局契約規程により、工事の種類ごとにかし担保責任の存続期間が定められているが、物件修繕伝票で処理している浄水場の設備等の補修工事契約については、一律にかし担保を無しとしていたため、工事の内容に応じて適正なかし担保を設定されたい。

(水道局工務部水運用センター、同水質課、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場)

[措置の内容]

補修工事契約については、平成16年度から財務会計システムを導入し、すべての補修工事契約に関し、かし担保を設定しました。

14 委託業務の執行について適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

浄水場の植樹管理作業委託において、作業に伴い生じた芝、草、枝等の処分手数料については、委託料とは別に、受託業者が処理費用の領収書等の写しを請求書に添付し請求手続を行うことになっている。長沢浄水場における処分手数料の請求書については、再委託先と思われる業者分の領収書の写しも添付されていたものの、当該領収書がこの委託業務に係る処分手数料かどうかの確認ができない状態であったため、今後は、再委託先を確実に把握した上で、処分手数料の支払をされたい。

また、平間配水所の植樹管理作業委託については、平間配水所用地のほか複数部署の

用地を作業箇所としているが、委託業者から提出された作業日報の一部に、市担当者の確認の押印がなかった。平成16年4月からは、浄水場等における契約の設計及び発注を一括して行うこととなり、今後、浄水場等における各種委託業務については、一つの契約で履行箇所が数多く、複数の部署にわたるものが増えていくことが予想されるため、適正な検査確認が行われるよう徹底されたい。

(水道局長沢浄水場、平間配水所)

[措置の内容]

浄水場の植樹管理作業委託については、再委託先を確実に把握するため「下請負業者編成表」を委託業者から提出させ、処分手数料の支払の確認を行うことを周知徹底しました。

また、浄水場等における各種委託業務については、適正な検査確認を行うことを周知徹底しました。